

出来ました！ルール＆マナー！！

～利根大堰上流の**安全**で**秩序**ある**快適**な利用をめざして～

利根大堰上流は、群馬県・埼玉県の間境に広がる年間を通してマリンスポーツを楽しめる数少ない、広大な水面となっています。

また、河川敷にはサッカー場をはじめとして、グライダー滑空場、ゴルフ場などの利用も行われており、河川を立体的に利用している区域となっています。

水面利用としては、渡船、水上バイク、モーターボート、カヌー、手こぎボート等の動力船と非動力船が混在し、更に砂採取船や釣り人もおり、多くの利用が行われています。

近年、水上バイクの利用者が増えており、全国的に事故等の報道もあり、大堰上流でも平成16年、10年には水上バイクの衝突事故で死傷事故が発生しています。

また、従前より水上バイク等の動力船による騒音の苦情や不法桟橋の設置などによる他の河川利用者からの苦情が寄せられています。

このような状況をふまえて、利根大堰上流の安全で秩序ある快適な利用を図るため、水面利用者団体、漁業協同組合、砂利採取協同組合、関係行政機関等により平成22年11月10日に『**利根大堰上流水面利用等協議会**』を設立し、河川利用者が守るべきルールづくりを検討してきました。

協議会は、第2回（12月15日）、第3回（平成23年1月26日）と開催され、熱心な議論、意見交換の結果このたび『**利根大堰水面利用ルール＆マナー**』が策定されました。

このルール＆マナーは、任意のもので、守らないからといって直ちに罰せられることはありませんが、利用者のマナーやモラルの向上が図られない場合には、適用区間の河川利用を制限するなどの規制を行う場合があります。

利根大堰上流で河川利用される全ての方は、このルール＆マナーを守り、他の利用者や周辺住民に迷惑をかけないように安全で秩序ある利用を心がけて下さい。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

利根大堰上流水面利用等協議会【24団体】

群馬県館林土木事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、大泉警察署、行田警察署、熊谷警察署、千代田町、大泉町、行田市、熊谷市、埼玉共第九号地区運営委員会、東毛漁業協同組合、埼玉中央漁業協同組合、東毛砂利協同組合、群馬県ボート協会、群馬県カヌー協会、マリンスポーツ財団、K400関東連盟、群馬県マリンスポーツ連盟、NPO法人PW安全協会、群馬県水上スキー連盟、日本ウエイクボード協会、(財)日本海洋レジャー安全・振興協会関東事務所、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所、国土交通省利根川上流河川事務所



※利根大堰

管理者：独立行政法人水資源機構 利根導水総合事業所

目的：群馬県・埼玉県地域の農業用水、埼玉県・東京都の水道用水・工業用水、浄化用水の取水

利根大堰水面利用ルール&マナー

利根大堰上流水面利用等協議会
平成23年1月26日策定

基本的な考え方

利根大堰上流の河川を利用する者は、「河川法」や「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、その他関係法令を遵守するとともに、周辺住民に迷惑や不快感を与えることなく、また、船舶での利用に限らず、すべての河川利用者が安全で快適に利用できるよう、このルール&マナーを守る。

このルール&マナーが守られない場合には、適用区間の河川利用を制限するなどの規制を行う場合がある。



適用区間

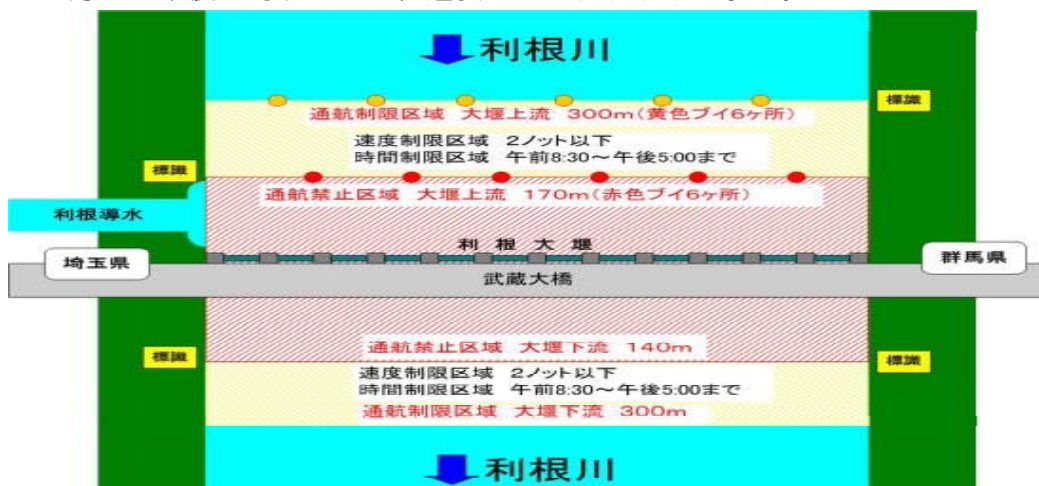
刀水橋から利根大堰までの間の河川区域内〔水面・河川敷・堤防（土手）〕



水面等利用のルール&マナー

1. 利用にあたっては、関係法令を必ず守る

- ◆利根大堰上流の170m区間（赤色フイ）は、水面の通航を禁止する。さらに、禁止区間から上流130m（黄色フイ）は、通航可能時間が午前8時30分から午後5時までとし、速度は2ノット以下とする。



- ◆河川区域内の土地を立入り制限柵（クサリなど）を設置して、排他独占的な利用は行わない。

- ◆河川区域内に許可なく固定した船舶係留施設（棧橋や係留杭など）や休憩施設（小屋など）などの工作物は設置しない。
- ◆河川区域内で許可なくスロープを造成するなどの土地の形状変更を行わない。
- ◆水上バイクやモーターボート（以下「動力船」という。）の飲酒運転は行わない。
- ◆動力船は、他の河川利用者の近くにおいて、蛇行・急発進・急回転などの不規則な操縦は行わない。
- ◆水上バイクは、必ずライフジャケットを着用し、免許受有者が操縦する。
- ◆動力船を運転する場合は、船舶操縦免許証及び船舶検査証書を携帯する。

2. 決められた区間では、徐行して通航する

- ◆動力船は、渡船航路（赤岩・葛和田の渡し）の上下流50mの区間は、徐行して通航する。



- ◆動力船は、河岸から50mの区間は、徐行して通航する。
- ◆動力船は、水上バイクなどの水面への昇降場所（スロープ）付近では、徐行して通航する。

3. 危険・迷惑な通航は行わない

- ◆渡船（赤岩・葛和田の渡し）の直前を横切るなど、通航を妨げるような行為は、絶対に行わない。
- ◆動力船は、砂採取や各種調査などの作業船、また、それらに附属する設備には近づかない。やむを得ず船に接近する場合には、徐行して通航する。
- ◆動力船は、カヌー、手こぎボート、ウインドサーフィンなど（以下「非動力船」という。）及び釣り人が利用している付近では、迷惑をかけないように徐行し注意して通航する。
- ◆動力船は、離岸又は接岸する非動力船には近づかない。また、非動力船の前面を横切ったり、左右に近づいたりしない。
- ◆動力船は、暴走行為・波立て行為・見せびらかし行為は行わない。

4. 他の利用者に迷惑となる行為は行わない

- ◆昇降場所（スロープ）は、水上バイクなどの揚げ降ろしに利用することとし、水際に駐車、休憩などにより特定の人が独占的に利用しない。
- ◆河川敷を自動車などで走行する場合は、騒音や砂塵などで他の河川利用者及び周辺住民の迷惑にならないよう常に徐行して走行する。

5. 周辺住民に迷惑となる行為は行わない

- ◆動力船は、早朝や夕暮れの通航は行わない。
- ◆動力船は、不必要なエンジンの空ぶかしは行わない。
- ◆動力船は、騒音が大きくなるエンジン・マフラーなどのむやみな改造は行わない。
- ◆大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。

6. 河川環境を悪化させるような行為は行わない

- ◆燃料や油などを河川に流出させない。そのためには、水面上での給油や油缶などの放置は絶対に行わない。
- ◆ゴミは、必ず各自が持ち帰る。
- ◆釣り人は、不要な釣り糸、釣り針、餌などを捨てずに持ち帰る。
- ◆直火でバーベキューやたき火など行わない。
- ◆バーベキューの道具・食器類を川の水で洗わない。

7. 河川管理の支障となる行為は行わない

- ◆設置したブイは、必ず持ち帰る。
- ◆河川区域内に進入する際には、定められた通路を利用する。
- ◆自動車やバイクなどによる、堤防斜面の登り降りを行わない。
- ◆船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

8. 気象情報や事故に注意して利用する

- ◆上流での豪雨による急激な増水もあるので、常に気象などの情報に注意する。
- ◆水面利用や自動車の走行などにより事故が発生した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。
- ◆油が流出した場合は、速やかに利根導水総合事業所に連絡する。
- ◆他の河川利用者への迷惑やトラブルにならないよう譲り合って利用する。
- ◆水面利用や自動車の走行などによる河川区域内でのトラブルなどは、自己の責任により対応する。

連絡先

■事故に関すること

群馬県大泉警察署	----- TEL 0276-62-0110
埼玉県行田警察署	----- TEL 048-553-0110
熊谷警察署	----- TEL 048-526-0110

■油の流出に関すること

利根導水総合事業所 管理課	----- TEL 048-557-1501
---------------	------------------------

■ルール&マナー及び河川に関すること

利根川上流河川事務所 管理課	----- TEL 0480-52-3957
	占用調整課 ----- TEL 0480-52-3960
[熊谷市、太田市]	八斗島出張所 -- TEL 0270-32-0168
[行田市、千代田町、大泉町]	川俣出張所 ---- TEL 048-563-1992